

## 南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部改正の概要

## 1 条例改正の趣旨

本年3月に策定した「南相馬市立病院病床再編計画」に基づき、南相馬市立総合病院附属小高診療所を設置するもので、東日本大震災の影響で使用不可能となった市立小高病院本館の解体工事に伴い、診療場所を小高保健福祉センター内とし、騒音や振動を避けて診療を継続するため、必要な条例の改正を行うもの。

## 2 小高診療所の概要

- 施設 の 名 称：南相馬市立総合病院附属小高診療所
- 位 置：南相馬市小高区小高字金谷前84番地
- 診 療 科 目：内科、外科
- 施設の配置図：別添（資料2）のとおり
- 診 療 開 始 日：令和元年8月1日（予定）

## 3 市立小高病院の取扱い

市立小高病院は、南相馬市立病院病床再編計画に基づき、市立総合病院に一部病床の移管に向けて、現在、国・県等との協議中であるため、当該設置条例中には名称、位置及び病床数を残したままとする。

また、今後、国・県等との協議や必要な事務手続き等が終了した時点で、必要な条例改正等を行う予定である。

## 4 南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

改正後		改正前	
(施設の名称及び位置)		(病院の名称及び位置)	
第2条 <u>病院事業を行う施設の名称及び位置</u> は、別表第1のとおりとする。		第2条 <u>病院の名称及び位置</u> は、別表第1のとおりとする。	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
【略】		【略】	
南相馬市立小高病院	【略】	南相馬市立小高病院	【略】
南相馬市立総合病院 附属小高診療所	南相馬市小高区小高字 金谷前84番地		

別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
名称	診療科目	名称	診療科目
【略】		【略】	
南相馬市立小高病院	【略】	南相馬市立小高病院	【略】
南相馬市立総合病院 附属小高診療所	内科、外科		

① 施行期日

・この条例は、令和元年8月1日から施行する。

② 本条例の一部改正（素案）に係るパブリックコメントについて

・実施期間：令和元年5月7日～5月26日（意見あり・別添（資料3）のとおり）

③ 南相馬市立病院運営審議会への諮問結果

・別添（資料4）のとおり

5 「南相馬市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正」に伴う条例の一部改正  
条例名称

- ・南相馬市職員の給与に関する条例
- ・南相馬市病院事業使用料及び手数料条例
- ・南相馬市立病院医師修学資金貸与条例
- ・南相馬市立病院専門医研修資金貸与条例
- ・南相馬市立病院医師修学（臨時特例）資金貸与条例

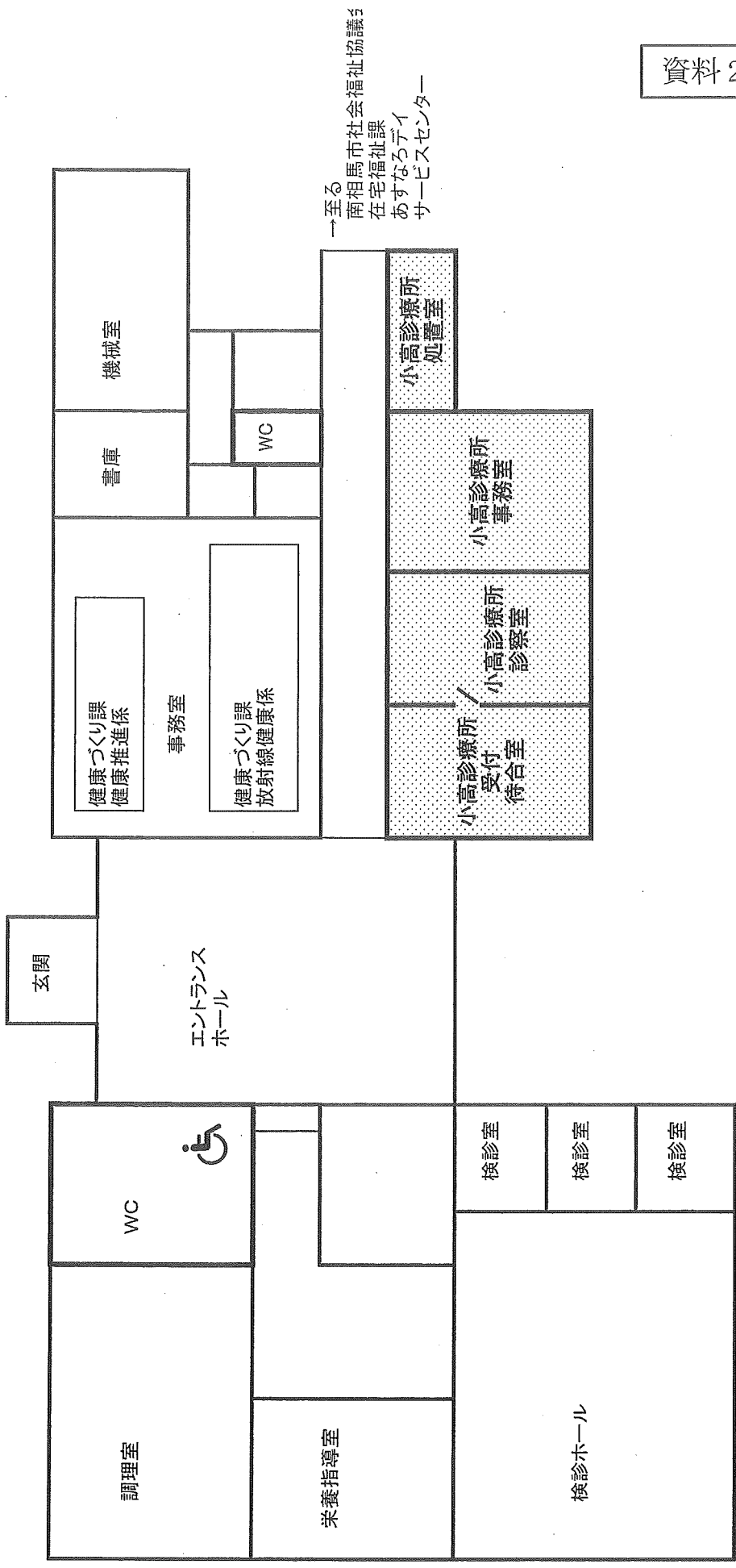
6 「南相馬市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正」に伴う規則等の一部改正

6月議会に上記の4、5条例の一部改正を議案として提出し、議会の議決を受けた後に当該条例改正に付随する規則等の改正については、条例施行日の令和元年8月1日まで整備することとする。（別添（資料5）のとおり）

7 小高病院本館建物の対応について

外構は修繕したものの内部や設備については損壊も激しいことから、他施設への転用もできない状況にあり、国が所掌する公物解体の対象となることから、市立病院全体の病床再編について国・県等との協議や必要な事務手続き等が終了した以降に解体工事を行うこととする。

小高保健福祉センター内小高診療所配置図



資料 2

南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部改正（素案）パブリックコメントに  
寄せられた意見と市の対応方針

（パブリックコメント実施期間：令和元年5月7日～5月26日）

○寄せられた意見：1件（1人）

	項目	意見等	市の考え方
1	小高病院の病床再編	・ 条例の一部改正に賛成いたします。一日も早く、小高病院が新築され、小高に帰還した住民が安心して診察、治療を受けることができますように希望します。そして小高病院に入院施設ができますことを心から願っています。	○ 原案のとおりといたします。 ・ 原案に沿ったご意見と捉え、病床再編計画で示しました有床診療所の整備に向け、課題解決に取り組んでまいります。



病院運営審議会第1号  
令和元年5月29日

南相馬市長 門馬 和夫 様

南相馬市立病院運営審議会  
会長 樋口 利行



南相馬市病院事業の設置等に関する条例を  
一部改正する件等について（答申）

令和元年5月29日付け元小事第43号で諮問のありましたこのことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

南相馬市病院事業の設置等に関する条例を一部改正する件等については、妥当であると判断します。

「南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部改正」に伴う改正が必要となる  
規則以下の例規一覧表

○組織・給与等の検討が必要となる改正…庁議決定を受けた組織体系を基に文言等の整理を行う

No.	例規名称	5 3 1		
		規則	規定	要綱
1	南相馬市職員の給与の支給に関する規則	○		
2	南相馬市職員の初任給・昇格及び昇給等の基準に関する規則	○		
3	南相馬市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則	○		
4	南相馬市職員の退職手当に関する条例施行規則	○		
5	南相馬市立病院事務組織規則	○		
6	南相馬市事務決裁規程		○	
7	南相馬市職員服務規程		○	
8	南相馬市立病院防災管理規程		○	
9	南相馬市立病院医療用機器導入機種選定委員会設置要綱			○

○「診療所」の名称等追加など軽微な改正

No.	例規名称	8 5 2		
		規則	規定	要綱
1	南相馬市職員安全衛生管理規則	○		
2	南相馬市立病院診療規則	○		
3	南相馬市立病院管理規則	○		
4	南相馬市病院事業の財務事務の決裁に関する規則	○		
5	南相馬市病院事業の財務に関する特例を定める規則	○		
6	南相馬市立病院職員公舎管理規則	○		
7	南相馬市立病院医師修学(臨時特例)資金貸与条例施行規則	○		
8	南相馬市副市長の事務分担に関する規則	○		
9	南相馬市公印規程		○	
10	南相馬市職員の被服等支給貸与規程		○	
11	南相馬市立病院経営管理委員会設置規程		○	
12	南相馬市立病院職員衛生委員会規程		○	
13	南相馬市立病院院内保育所管理運営規程		○	
14	南相馬市立病院改革プラン策定庁内検討委員会設置要綱			○
15	南相馬市地域医療在り方検討委員会設置要綱			○

（病院事業の設置）

第1条 市民の健康保持に必要な医療及び介護を提供するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第2項の規定により、病院事業を設置する。

（施設の名称及び位置）

第2条 病院事業を行う施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（経営の基本）

第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 診療科目は、別表第2のとおりとする。

3 病床数は、別表第3のとおりとする。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が、2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定による病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

（会計事務の処理）

第6条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、病院事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び公金の支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のものと及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第8条 市長は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月

1 日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町二丁目54番地の6
南相馬市立小高病院	南相馬市小高区東町三丁目8番地
南相馬市立総合病院附属小高診療所	南相馬市小高区小高字金谷前84番地

別表第2（第3条関係）

名称	診療科目
南相馬市立総合病院	内科、消化器科、循環器科、小児科、リマウチ科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
南相馬市立小高病院	内科、小児科、外科、整形外科、眼科、放射線科、リハビリテーション科
南相馬市立総合病院附属小高診療所	内科、外科

別表第3（第3条関係）

名称	病床数
南相馬市立総合病院	一般病床 170床 特例救急病床 10床 特例リハビリテーション病床 50床
南相馬市立小高病院	一般病床 48床 療養病床 51床



附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

